

沖縄県内の区域指定に対する抗議声明

土地規制法がいよいよ本格的に動きだした。政府は、5月12日、土地等利用状況審議会に対し、沖縄県内の区域を含む新たな注視区域・特別注視区域候補を提示したのである。

沖縄県内では、無人の国境離島1、有人国境離島28の他、自衛隊施設が8つ、海上保安庁施設が2つ指定候補とされている。自衛隊施設は、知念高射教育訓練場（航空自衛隊）、宮古島駐屯地、石垣駐屯地の対空・対艦ミサイル施設、宮古島の保良訓練場（弾薬庫）、与那国駐屯地（沿岸監視隊）、久米島分屯基地（レーダー基地）が特別注視区域として指定候補の対象とされ、知念高射教育訓練場（陸上自衛隊）が注視区域候補とされている。また、奄美大島を含む鹿児島県内の自衛隊施設の殆どが指定候補とされているのも今回の特徴である。さらに今回初めて対象となった「生活関連施設」のうちの原子力関連施設として、唯一、鹿児島県の川内原子力発電所も指定候補の対象となった。

これは、「台湾有事」をおおることで自衛隊の南西シフトを強化したことを反映しているものであり、仮に中国との間で戦争が勃発すれば、鹿児島から与那国島までの南西地域が最前線の戦場となることを予想していることを表している。

政府が昨年12月16日に閣議決定した「国家安全保障戦略」には、「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、・・・安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる。」と、さらに「原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それには至らない様々な態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処できるようにする。」と記載されている。これはまさに土地規制法の意図するところであり、今回の指定は「戦争する国」への地ならしがいよいよ本格的に開始されたということである。

もちろん、沖縄本島には他にも多数の自衛隊施設があるし、米軍基地も存在する。したがって、政府が急ぎたいとする第3回の指定以降も、順次指定され、沖縄県内はいたるところが指定対象となるであろう。

土地規制法の危険性については当弁護団結成の際の声明で触れたので繰り返さないが、今後、政府による基地反対運動や基地監視活動に対する監視や抑圧が強まるおそれがある。しかし、平和を求める運動が抑圧されてはならない。不当な抑圧は正当な運動でこそはねのけることができる。我々はその活動に寄り添い、支援していく決意である。

また、今後、指定対象とされた区域がある自治体には、内閣府からの説明と意見聴取手続が行われる。内閣府からの説明と意見聴取は、区域の存在する市町村だけでなく、沖縄県に対しても行われる。沖縄県は、昨年9月、政府に対し、区域指定に当たっては関係自治体の意見を尊重すべきであること、特別注視区域の指定は真に必要な最小限度にとどめるべきであること、区域指定は施設の機能に着目してなされるのであるから指定区域毎に機能阻害行為を明らかにすべきことという意見を提出している。

もとより、憲法で保障された思想信条の自由や表現の自由、さらには財産権を侵害するこの違憲の法律は直ちに廃止されるべきである。すくなくとも、廃止されるまでの暫定期間においては沖縄県の意見書を尊重することを国に強く求める。また、沖縄県はもちろん、沖縄県下の関係市町村においても、住民の権利と生活を擁護するという観点から、沖縄県と同様の姿勢で政府からの説明と意見聴取に臨んでもらいたい。

2023年5月17日

土地規制法対策沖縄弁護団

団 長 加藤 裕
事務局長 儀保 唯